

■ 許可、免許、登録等の申請等の手続きにおける配慮や工夫

住民票等の請求時、車いす使用者の方が車いすに座ったまま申請書の記入ができるように、低い記載台を1台設置している。
車いすを使用されている方でも申請しやすいような机を配置している。
待合スペースは車いすが通行できるスペースを確保している。
必要に応じて代筆を認めている。
窓口対応時は、マスクを外して口の動きを見えるようにする。
筆談ボードを常備し、筆談で対応する。
文字ボードを設置している。
市に提出する報告書の様式の説明書き部分を、点字でも併記している。
申請書の様式等において、文字を大きくしたり、ルビをふる等の配慮をしている。
窓口に耳マークのサインを設置し、聴覚障がい者に筆談により対応ができることを情報提供している。
窓口に、手話通訳者を配置している。 触手話研修を受講した手話通訳者を配置している。
住民票等の発行事務において、窓口での申請受付を終えた後、受け渡しの職員へ、ラミネート加工を施したカード（障がいのある方を表示するシンボルマークを入れたもので、「〇〇に障がいをお持ちのかたです。必要な配慮をお願いします。」と記入されたもの）を一緒に渡し、配慮を行っている。
証明書等交付時の呼び出し番号は、音声及び番号表示で案内している。
移動が困難な障がい者には、待合席から窓口への移動をしなくてもすむよう、窓口職員が待合席へ出て対応する。
来所が困難な障がい者について、郵送での各種申請を受け付けている。
申請について、本人による届出が困難な場合、親族による申請を認めている。
窓口の番号札に点字のテープを貼っている。
郵便物のあて名に点字のテープを貼っている。
障がい者の窓口訪問に対応できるように、職員を対象とした筆記や手話などの研修を行っている。

介護保険制度における要介護認定調査を実施するにあたり、聴覚障がいにより意思疎通が困難な高齢者等が手話通訳を希望する場合に、本人の心身状況等を的確に調査に反映し、調査事業を円滑に行うために手話通訳者を派遣している。

盲導犬、介助犬を受け入れている。

図書館に、活字自動読み上げ器を設置している。

図書館への来館が困難な方のために、市内8カ所の公民館の図書室とネットワークを構築しているほか、自動車文庫が市内23ステーションを定期的に巡回している。

図書館で、FAXや電子メールでの問い合わせに対応している。

図書館において、音声テープによる新着図書案内(図書館に入った新刊書の中から利用頻度が高いと思われる図書の書名、著者名などの書誌情報とその内容を音声テープに収録し、年4回提供)を行っている。

図書館において、障がい者手帳(1級～4級)を持ち、来館が困難な方に希望する図書を配達する図書宅配サービスを実施している。

図書館において、利用希望者から申し入れのあった図書の用意、朗読ボランティアの手配をし、週1回約2時間をかけて図書を読み進めていく対面朗読サービスを行っている。対面朗読専用室も設置している。

図書館に、墨字図書を利用するのが困難な方のために録音図書や点字図書、大活字図書を所蔵している。

図書館において、字幕付映像資料のケースに、それと分かるようマークを添付している。

図書館に、視覚障がい・知的障がいのある子どもでも楽しめる「さわる絵本」「布の絵本」を製作・所蔵している。

免許更新時講習実施時における対応

- ・聴覚障がい・その他の事情(パニック障がい等)の方など、集団での受講が困難な方については、随時個別講習(別会場において講師とのマンツーマンでの講習)で対応している。
- ・講習時に使用するパワーポイントの文字にはルビを振っている。
- ・聴覚障がいのある受講者に対しては、筆談器による講習を実施している。

車いすのままでも使用できる証明写真機を設置している。

■ 資格試験等における配慮や工夫

試験会場に、車いすのままでも使用できる机を設置している。